

求職者等に対するハラスメントの基本方針

1.基本方針

当社では、求職者等の基本的人権を尊重し、安全かつ安心な求職活動等に臨むことができる環境を確保するため、国の指針に沿い、採用活動におけるハラスメントの防止に取り組むため、本指針を定めます。

2.目的

本指針は、採用選考、インターンシップ等の求職活動において、求職者等がいかなるハラスメントも受けることなく、安心して求職活動等に臨み、自らの能力を十分に発揮できる環境を整備することを目的とします。

3.定義

本指針における「求職者等」とは、当社の採用選考への応募者、インターンシップ参加者等の採用活動に関連して社員と接触する全ての方を指します。「ハラスメント」とは、対面・オンライン・SNS等の手段を問わず、求職活動等の環境を不当に害する性的言動、優越的な立場を背景とした言動及びこれらに類する不当な言動又は不公正な選考行為をいいます。

【具体例】

①性的言動（セクシャルハラスメント）

不必要な身体接触、性的な質問、執拗な誘い並びに性別に基づく不当な評価及び決めつけ

②優越的言動（パワーハラスメント）

採否を背景にした不当要求、威圧、侮辱、人格否定及び能力を著しく低く見積もる言動

③就職活動妨害（就活終われハラスメント）

他団体・企業への応募辞退の強要

④不公正な選考（差別的質問）

適性・能力とは無関係な事項及び業務に関係のない事項（家族・居住地・信条等）の質問

4.相談窓口の設置

求職者等が求職活動等においてハラスメントを受けたと感じた場合、相談できる窓口を設置します。相談があった場合は、速やかに事実確認を行い、必要な救済措置を講じます。また、相談者及び協力者のプライバシーは厳重に保護し、相談を理由とした不利益な取扱いは一切行いません。

【相談窓口】

総務部総務課 TEL：0266-27-2012